

野洲市資料提供

提 供 年 月 日	令和8年7月2日
担 当 部 課 担 当 者 連絡先電話番号	健康福祉部健康推進課 高田、山下 _亜 077-588-1788 市民部自治防災課 今在家 077-587-6043

野洲市新型コロナウイルス等対策行動計画の改定について

1. 概要

新型コロナウイルス感染症（COVID19）対応の経験を踏まえ、令和6年7月に約10年ぶりに国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画が抜本的に改定されました。これを受けて県の行動計画が改定されたことに伴い、今般、野洲市の行動計画を11年ぶりに改定しましたので報告します。

2. 目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
- ② 市民生活および地域経済への影響が最小となるようにする。

3. 改定の内容

- ・別添の「野洲市新型インフルエンザ等対策行動計画について（概要版）」のとおりに

4. 計画の期間

令和8年度～令和13年度（目安）

市行動計画は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき県行動計画に合わせて変更することとされており、政府の行動計画が概ね6年ごとに見直されることを踏まえ、県が必要に応じて改定した場合には市もそれに合わせて改定します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和11年度	令和12年度	令和13年度
	2012年	2013年	2014年	2015年		2023年	2024年	2025年	2026年		2030年	2031年	2032年
国	・基本的対処方針 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	政府行動計画（策定）					政府行動計画（改定）						
県			県行動計画（策定）					県行動計画（改定）					
野洲市											市行動計画（改定）		

5. 根拠法令等

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ・新型インフルエンザ等政府行動計画
- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン
- ・滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画

野洲市新型インフルエンザ等対策行動計画について(概要版)

【市行動計画改定の趣旨】

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画。現行の市行動計画は平成27年3月策定。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定され、県行動計画も令和7年7月に改定されたことを受けて、市行動計画を11年ぶりに改定する。
- ・ 計画期間は令和8年度からおおむね6年間とする。

【目的】

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する
- ・ 市民生活および地域経済への影響が最小となるようにする

【対象感染症】

- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ **指定感染症**（疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速にまん延のおそれがあるもの。既に知られている感染症であり、政令で定めるもの）
- ・ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。人から人への感染が認められ、既知の感染症と明らかに異なるもの）

【発生段階の考え方】

- ・ **準備期**⇒発生前の段階
- ・ **初動期**⇒新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
- ・ **対応期**⇒①封じ込めを念頭に対応する時期→②病原体の性状等に応じて対応する時期→③ワクチンや治療等により、対応力が高まる時期→④「特措法」によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ポイント

- ・ **準備期、初動期、対応期**に分けた取組とし、発生時に迅速に対応できるよう、準備期(平時)の取組を充実
- ・ 対策項目の拡充とともに、各対応期に応じ適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替え

新型インフルエンザ等対策の各対策項目(7項目)

◆目的:庁内および関係機関との連携強化を図りつつ、柔軟性かつ機動性を伴った持続可能な実施体制を構築し、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。			
実施体制	【準備期】	【初動期】	【対応期】
	●実践的な訓練の実施 ●市行動計画や業務継続計画の作成・変更による体制の整備と強化 ●研修等への積極的参加による職員の養成等 ●県や関係機関等との平時からの連携強化	●プロジェクトチームの設置および必要人員の確保のための全庁的対応 ●市対策本部の設置検討と準備 ●迅速な対策の実施に向けた予算の確保	●必要時に県や他市町へ職員派遣や応援を要請 ●必要な財政上の措置 ●緊急事態宣言発令時等における市対策本部の設置と総合調整の実施 ●緊急事態解除宣言後の市対策本部の廃止
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	◆目的:可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるよう促す。		
	【準備期】	【初動期】	【対応期】
	●感染症対策等の市民への情報提供・共有 ●県との感染状況等の情報連携 ●相談窓口設置など、市民と双方向のコミュニケーションを行うための体制準備 ●感染者とその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等防止に向けた教育・啓発	●あらゆる情報等を活用した庁内各課との情報共有 ●市民と双方向のコミュニケーションを行うための相談窓口等体制整備と市民からの相談内容等の庁内共有 ●感染者とその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等防止に向けた教育・啓発と人権侵害相談窓口設置	

まん延防止	◆目的:感染拡大のスピードやピークを可能な限り抑制して医療のひっ迫を回避し、市民生活・地域経済活動への影響の軽減を図る。		
	【準備期】	【初動期】	【対応期】
	●まん延防止対策内容や意義等の周知広報 ●市民や高齢者施設等へ感染対策や有事の対応等について普及啓発	●感染症の特徴や感染状況等に応じた適切なまん延防止対策の実施 ●市民への基本的な感染対策や有事の対応等について普及啓発を強化 ●高齢者施設等への感染対策強化要請 ●学校・保育施設等への情報提供・共有と臨時休業等が要請された場合の迅速な対応	
ワクチン	◆目的:市民の生命・健康を保護し、市民生活および地域経済に及ぼす影響を最小とするため、医師会等と連携し、平時からの準備と有事の際の速やかな接種を推進する。		
	【準備期】	【初動期】	【対応期】
	●医師会等と連携した資材確保の準備 ●各医療機関のワクチン分配量の想定 ●医師会等関係者と連携した接種体制構築に係る訓練の実施 ●速やかな特定接種・住民接種の体制構築に向けた準備 ●予防接種に関する市民への情報提供と庁内連携強化 ●予防接種関係システムの整備等DXの推進	●特定接種・住民接種に向けた医師会等の協力による人員・資材確保と全庁的实施体制の確保 ●外部委託の検討 ●接種実施医療機関の確保と公的・民間施設会場等を活用した接種実施の検討 ●県との連携および医師会等の協力による施設入所者の接種体制構築 ●臨時接種会場の運営検討	●ワクチンの調整等の実施 ●特定接種・住民接種の継続的実施体制の整備 ●県との連携および医師会等の協力による施設入所者の接種体制確保 ●DXを活用した接種勧奨 ●接種会場増設等の検討 ●予防接種健康被害救済制度の情報提供および相談対応 ●市民への予防接種情報の提供と相談対応
保健	◆目的:県等と連携して感染症危機に対応するとともに、市民等と感染症情報を積極的に共有し、有事体制への移行に迅速に対応する。		
	【準備期】	【初動期】	【対応期】
	●感染症有事体制の人員確保の検討 ●研修・訓練等への積極的参加による中長期的な人材育成	●流行開始発表後、国・県の動向を踏まえ、人員確保 ●市民とのリスクコミュニケーションによる感染拡大リスク低減 ●保健所業務や健康観察・生活支援への可能な範囲での協力 ●職員のメンタルヘルス対策、健康管理の強化 ●必要に応じて応援職員の要請と外部委託の実施	
物資	◆目的:感染症対策物資等を備蓄等により確保し、市民の生命および健康を保護する。		
	【準備期】	【初動期】	【対応期】
	●消防局の救急隊員等の個人防護具を始めとする感染症対策物資等の備蓄を推進 ●平時から定期的に備蓄状況を確認 (災害対策基本法に規定する物資および資材と兼ねて備蓄を推進)		
市民の生活および地域経済の安定の確保	◆目的:事業者や市民等に対して情報提供による必要な準備の勧奨その他必要な支援・対策を行い、市民生活および地域経済活動の安定を確保する。		
	【準備期】	【初動期】	【対応期】
	●庁内および関係機関との情報共有体制の整備 ●DXを活用した行政手続や支援金給付等の支援 ●感染症対策物資、食料品、生活必需品等の備蓄 ●要配慮者等への支援準備 ●火葬体制の構築	●心身への影響に関する施策(自殺対策等)の実施 ●要配慮者等への支援の実施 ●学校の使用制限や臨時休業等が要請された場合の支援 ●生活関連物資等の価格安定に向けた関係業界団体等への要請、その他緊急措置の実施、市民との情報共有、相談窓口の充実 ●一時的遺体安置施設等の確保、その他埋葬・火葬体制の確保 ●事業者支援のための財政措置その他必要な措置 ●水道事業者(指定公共機関)による水の安定供給への必要な措置	

問合せ先

野洲市市民部自治防災課 :077-587-6043(直通)
野洲市健康福祉部健康推進課 :077-588-1788(直通)